

行政書士ほっかいどう

1994.5. NO.202



「グリュック王国ビュッケブルグ城」 十勝支部・斉藤英雄支部長提供

— 主な記事 —

支部紹介／十勝支部(支部長 斉藤英雄)

在留手続等の相談会開催さる

業務資料／運輸省・申請手数料改定のお知らせ

／行政書士法施行規則の一部を改正する省令



北海道行政書士会

十勝支部



支部長 斉藤英雄



北海道行政書士会十勝支部事務所

当支部は、十勝支庁管内の1市16町3村をもつての地域となっており、この面積は14支庁管内では一番大きく10,831平方キロメートルもあり、岐阜県と同じです。

十勝は、西に日高山脈、北に大雪山系、東は雄阿寒岳、雌阿寒岳の山々にかこまれ、中央に日本で6番目の十勝川が流れ、十勝平野のど真ん中に帯広市があります。

帯広市は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」によって、拠点都市に指定され、『帯広圏地方拠点都市地域基本計画』が進められることになり、発展が多いに期待されます。

これで、先人・依田勉三翁が開拓した道東が、“第二の道都”になればと思っています。

十勝と言えば、農業粗生産が2千億円を超える「農業王国」として知られていますが、近年は観光開発も盛んです。

そんな中で、十勝の空の玄関、帯広空港は、地中海クラブのサホロリゾートやグリェック王国などの観光施設によって、平成4年帯広-大阪線、今年3月の帯広-名古屋線が就航し、観光客の増加も見込まれています。

わが十勝支部は、会員125名で、1市19カ町村のうち、陸別町・更別村は、行政書士不在ですが、会員相互で日々奮闘し、需要に対応しています。

会員の主な取扱業務は、建設業、民事、交通・運輸等であります。しかし、御多分にもれず専門者は約4割で、高齢化もすすみ、総会・研修会などの参加者を増やすのに色々知恵を絞らなければならぬ状況です。

支部としては、行政書士の資質向上を研修によってばかり、監察活動や行政事務無料相談・行政書士110番や新聞等の広告によってPRし、行政書士を知ってもらうよう努めたいと思って、支部役員全員で頑張っています。

役員名簿

平成5年9月1日現在 北海道行政書士会「十勝支部

役職名	氏名	事務所所在地	電話番号	備考
顧問	佐々木行雄	帯広市西6条南5丁目3	22-5000	
	久我 豊治	浦幌町字本町19-2	6-2226	
相談役	米倉 博	帯広市公園東町南3丁目11-5	25-8237	
	堀口登志雄	帯広市東7条南10丁目11-3	27-1816	
支部長	斉藤 英雄	池田町字大通南1丁目4-2	2-5511	監察部担当
副支部長	瀬尾 肇仁	帯広市西6条南4丁目11-3	27-3777	業研部担当
	中村 徳和	芽室町西6条6丁目1-8	62-3789	総務部担当
理事	坂下 尊	帯広市西4条南10丁目20	22-3636	監察部員
	松下 武	帯広市西24条南2丁目8-10	37-6881	監察部員
	板垣 頼金	清水町南4条西1丁目10	2-2661	総務部員
	高橋 登	芽室町東2条南6丁目3-1	62-3748	監察部員
	五十嵐陽一	帯広市公園東町3丁目6-6	26-1023	業研部員
	光川 實	青更町緑陽台南区10-1	31-2166	総務部員
	長谷川勝志	幕別町札内文京町37-112	56-4398	業研部員
	吉村 学	幕別町札内北町119-34	56-5639	業研部長
	嘉藤 智史	帯広市東3条南10丁目19-5	23-5635	総務部長
監事	鈴木 一雄	幕別町札内西町145	24-7783	
	瀬川 智博	帯広市西19条北1丁目3-19	33-2238	
綱紀委員	上出 仁郎	帯広市稲田町東1線9	48-0207	委員長

◆支部事務局 帯広市西6条南4丁目11-3(瀬尾労働行政事務所内)

☎ 27-3777

在留手続等の相談会が開催さる

主催：行政書士札幌出入国事務手続研究会

去る4月1日、札幌国際交流プラザコンベンションホールに於て、標記の相談会が催された。申請取次行政書士を中心とした行政書士が在留手続等、訪れた外国人（一部、日本人の相談者）の相談に対応した。国際化を実感させられるのは、国際結婚についての問い合わせや、ビジネス部門では、会社設立、社会保険加入などもあり、相談員も説明に追われていた。又、在留資格変更の要件についても詳細に質問が及び、行政書士としてもこの分野に特に精通しなければならぬのではないかとの印象を強くもった。入国管理局でも審査に時を費やし、労苦がたえないと聞かすが、行政書士がその一助となり、信頼の上に業務拡大がなされたならばと思う。（成田会報編集委員）

相談者の内訳

イ. 国籍別相談者数

1. アメリカ合衆国	4人
2. 中国	2人
2. 日本	2人
4. イギリス	1人
4. ドイツ	1人
4. カナダ	1人
4. ブラジル	1人
合 計	12人

ロ. 相談内容の内訳

1. 在留資格の変更について	6件
2. 日本の在留制度一般について	3件
2. 国際結婚について	3件
4. 養子縁組について	1件
4. 社会保険について	1件
4. その他	1件
合 計	15件

※ 相談者により複数の質問あり



高齢者を65才以上と定義すると、まだ元気で現役で社会活動をしている人が沢山いるが、一方には50代で、社会的に老人になってしまった男女も多い。その差は生き甲斐の差だと思う。社会における環境の差は誰もが持っている。一人として同じではないし、その生涯も同じではない筈です。

一人の女性が生む子供の数が減じ老人が多くなったと言われるが、ある時期にはこの国の人口が増え過ぎて産児制限をしないと大変なことになると騒がしかった。確かに医療の進歩と衛生環境の改革は目覚ましいものがあります。これによって子供の死亡率は減じ、同時に老人率が増加したと言うが私はそうは思わない。統計の取り方の差異が数字となっているに過ぎないと思う。人の寿命には現在も大差は無いと考えます。ただ高齢者の定義が極めてあいまいだと思っています。

人間は、住む環境の条件、気候風土、家族関係など個体を取りまく状態が一つとして、同じではなく、食生活、労働状態、休息、睡眠時間、いずれも個体差があり50代で70代に心身が老化している人、全くその反対の場合などがあり、平均値などで推定するなど愚かなことです。然し乍ら、加齢と共に肉体の老化は避けて通れない。統計を取る場合には基準を定めてそれより上下と数字を弾いていく、基準値の取り方で表示される数値が大きく左右される。数字は恐ろしい、これが数値の魔術であろうか。

2代3代の同居が珍しくなく、借家や社宅に住むことが普通であった時代が、いつの間にか核家族、持ち家が世帯数より多くなった市町村は過疎に悩んでいる。そんな町は空き家が目立ち、若者や、働き手は子供をつれてどんどん出ていく、移転先で彼等は借金をして持ち家を先取りし、その返済に夫婦共稼ぎで働く、子供は「かぎっこ」で保育園か児童センターに通うしかない。留守を預かる家族が何処にもいない。住宅の近くで、元気に遊んでいる子供の姿が消えた。兄弟姉妹すらいたりいなかっただけの家庭では、家族形成の要素は無くなっている。一家の主人は、家には寝るに帰るだけ主婦はパートに忙しく子供のことなどしてられない。経済第一主義になり子供も老人の世

話をしている時間がない、時間に追われて余裕などない従って行政に注文をする。行政が肩代わりをするとなれば「人手」と「金」が掛かる。「ボランティア」と「税金」で対応するしかない。然し、それは長く続くだろうか器は作ることもできても中身までは困難だと思う。

その解決方法を見いださなくては大変であり知恵を絞る時です。他人がしてくれるはずがないことは、自分たちで解決しなければならないのです。行政の出来ることには限度があることを理解しなければなるまい。東西の冷戦が終結したのに各地に民族闘争や宗教闘争が多発して多くの人間が死に、難民として国を離れ故郷を去っていく。なんと愚かなことを人は懲りずに続けるのであろうか。常にその犠牲となるのは高齢者と子供たちののに、国内に目を向けると、家の制度が廃止され、民法が改正されて家督相続は無くなった。遺産相続は配偶者と子供に平等に配分されることになったが、扶養の義務、責任はだれが持つのか。一方で権利のみを主張し、扶養の「時間」も「金」も無いから行政がしてくれということが、民主主義社会であると考えている子もいる。だがそのためには行政は「税金」として金を集め職員を配置して賃金を支払い、時間をかけなければならない。これは、責任を社会へ転嫁することだ。行政にも限界があることを知らねばなるまい。社会的公平のためにも家族としての責任を果たさねばなるまいし、権利を主張するならば当然義務を果たさなくてはなるまい。現代社会では家族の中心となるべき家長の男性がよろよろして、自分の家族さえ統率できないでいる。経済第一主義に振り回され、社会の中で自信を失い、家庭では自分の場所がない。定年になると退職金は家族に費消したり、ローンの返済で無くなったり、最後は、夫婦は離婚したり、家族が離散し、週刊誌の話題となるようなことにもなる。今一度昔を振りかえって民族の個性と良俗は残したいものです。今年、ちょうど「国連の家族年」でもある。今一度身の回りを見回して家族関係を構築する努力をする良い機会であろう。みんなでもう一度考えようではありませんか。

● 出入国管理及び難民認定法関係手数料令の一部を改正する政令

出入国管理及び難民認定法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成六年三月十八日

内閣総理大臣 細川 護熙

政令第五十号

出入国管理及び難民認定法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十七条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法関係手数料令（昭和五十六年政令第三百九号）の一部を次のように改正する。

第六号中「五百円」を「六百七十円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。（経過措置）
- 2 この政令の施行前にされた申請に基づく就労資格証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

法務大臣 三ヶ月 章

内閣総理大臣 細川 護熙

● 相続税法の一部を改正する法律

相続税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成六年三月三十一日

内閣総理大臣 細川 護熙

法律第二十三号

相続税法の一部を改正する法律

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「四千八百万円」を「五千万円」に、「九百五十万円」を「千万円」に改める。

第十六条の表を次のように改める。

八百万円以下の金額	百分の十
八百万円を超え千六百万円以下の金額	百分の十五
千六百万円を超え三千万円以下の金額	百分の二十

三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十五
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額	百分の四十
二億円を超え四億円以下の金額	百分の五十
四億円を超え二十億円以下の金額	百分の六十
二十億円を超える金額	百分の七十

第十九条中「算入されるもの」の下に「（特定贈与財産を除く。）」を加え、「本条」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する特定贈与財産とは、第二十一条の六第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与により当該被相続人の配偶者が取得した同項に規定する居住用不動産又は金銭で次の各号に掲げる場合に該当するものうち、当該各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める部分をいう。

一 当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けているとき。同項の規定により控除された金額に相当する部分

二 当該贈与が当該相続の開始の年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき（政令で定める場合に限る。）同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分

第十九条の二第一項第二号イ中「八千万円」を「一億六千万円」に改め、同条第二項中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に、「この条」を「この項」に改め、同条第三項中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改め、「含む」の下に「第五項において同じ」を加え、「添付して」を「添付して」に改め、同条第四項中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の納税義務者が、同項の被相続人の配偶者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき、第二十七条の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していなかった場合において、当該相続又は遺贈に係る相続税についての調査があったことにより当該相続税について国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下「更正」という。）又は同法第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る第一項の規

定の適用については、同項第二号イの課税価格の合計額及び同号ロの課税価格に相当する金額には、当該配偶者に係る相続税の課税価格のうちその隠ぺいし、又は仮装した事実に基づく金額に相当する金額を含まないものとする。

第二十七条第五項中「国税通則法第二十五条の規定による」及び「（以下「決定」という。）」を削る。

第三十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下「更正」という。）」を「更正」に、「同法第二十三条第一項」を「国税通則法第二十三条第一項」に改める。

附 則

- 1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成六年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。
- 3 新法第十九条の二第五項の規定は、この法律の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

大蔵大臣 藤井 裕久
内閣総理大臣 細川 護熙

申請手数料改定のお知らせ

運輸省

このたび道路運送車両法関係手数料令の一部が改正され、平成6年4月1日より下表のとおり申請手数料が改定されることになりましたので、お知らせします。

	申請の種類	改定手数料
登録関係	1. 新規登録	1両につき 700円
	2. 変更登録	1両につき 350円
	3. 抹消登録	1両につき 350円
	4. 移転登録	1両につき 500円
	5. 登録事項等証明書交付	1. 1両ごとに作成する証明書 イ. 現在記録ファイルに記録されている事項 …… 1枚につき 300円 ロ. 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項 …… 1枚につき 1,000円 2枚目以降につき 300円
	6. 自動車検査証等再交付	2. 30両以下で一括作成 (現在記録ファイルに記録されている事項に限る) …… 1枚につき 400円
	7. 臨時運行許可証	1件につき 300円 1両につき 650円
検査関係	8. 新規検査	1. 完成検査終了証の提出がある自動車 …… 1両につき 1,100円 2. その他の自動車 イ. 小型自動車及び検査対象軽自動車 …… 1両につき 1,400円 ロ. 小型自動車、検査対象軽自動車以外の自動車 …… 1両につき 1,500円
	9. 継続検査又は分解整備検査	1. 保安基準適合証の提出がある自動車 …… 1両につき 1,100円 2. その他の自動車 イ. 小型自動車及び検査対象軽自動車 …… 1両につき 1,400円 ロ. 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 …… 1両につき 1,500円
	10. 構造等変更検査又は予備検査	1. 小型自動車及び検査対象軽自動車 …… 1両につき 1,400円 2. 小型自動車、検査対象軽自動車以外の自動車 …… 1両につき 1,500円
	その他	11. 自動車の型式指定 …… 1件につき 420,000円 12. 優良自動車整備事業の認定 …… 1件につき 16,700円 13. 指定自動車整備事業の指定 …… 1件につき 29,000円 14. 自動車整備士の技能検定 …… 1件につき 2,500円 (学科試験又は実技試験のいずれか一方に合格したものが同一種類の技能検定の申請をする場合 (2回限り) …… 1件につき 1,500円)

● 倉庫業法施行規則等の一部を改正する省令

○運輸省令第十一号

関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、倉庫業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成六年三月二十九日

運輸大臣 伊藤 茂

倉庫業法施行規則等の一部を改正する省令

(倉庫業法施行規則の一部改正)

第一条 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第二十一条を次のように改める。

(定期報告書の提出)

第二十一条 倉庫業者は、次に掲げる報告書(第二号に掲げる報告書にあっては、発券倉庫業者に限る。)を、当該各号に掲げる時期に、当該報告に係る営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

一 毎四半期(四月を起算月とする毎三箇月を一の四半期とする。)の期末倉庫使用状況報告書(第七号様式)及び受寄物入出庫高及び保管残高報告書(第八号様式)当該四半期の

業 務 資 料

経過後三十日以内

二 倉庫証券発行回収高及び流通高報告書（前年四月一日から三月三十一日までの期間における倉庫証券発行回収高又は当該期間末における倉庫証券の流通高があるときに限る。）（第九号様式）毎年四月三十日まで
第二十二条第一項を次のように改める。

（臨時報告書の提出）

第二十二条 倉庫業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、当該事実の発生後二週間以内に、その旨を記載した報告書を同表の下欄に掲げる者に提出しなければならない。

一 営業を開始したとき	運輸大臣（令第二条第一項第二号に規定する倉庫業を営む者にあつては、所轄地方運輸局長）
二 氏名、名称又は住所を変更したとき	
三 資本の額又は出資の総額を変更したとき	
四 倉庫証券の様式を変更したとき	
五 役員に変更があつたとき	
六 自己又は役員について一年以上の懲役又は禁錮の確定判決があつたとき	
七 倉庫業に関する重要な民事上の訴訟事件が発生したとき、及びその判決があつたとき	
八 その他倉庫業に関して重大な事実が発生したとき	
九 営業所の名称又は位置を変更したとき	営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
十 倉庫主要構造以外の構造を変更したとき	倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長
十一 他の倉庫業者が現に営業に使用している倉庫を現状のまま引き続き自	

己の営業に使用したとき	
十二 倉庫の用途を廃止したとき	
十三 倉庫の火災、損壊その他倉庫に関し重大な事故が発生したとき	

第二十二条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法第三条の許可の申請時に設立中であつた法人が営業を開始したときは、登記簿の謄本及び役員の履歴書

第二十二条第二項に次の一号を加える。

七 他の倉庫業者が現に営業に使用している倉庫を現状のまま引き続き自己の営業に使用したときは、当該倉庫及びその敷地についての使用権原を証する書類

第二十二条の二を削る。

第八号様式（注意）第三項を次のように改める。

3 「金額」の欄については、冷蔵倉庫にあつては記載することを要せず、その他の倉庫にあつては六月一日から六月三十日までの一月分の記載のみでよい。

附 則

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

お 知 ら せ

以前お知らせしましたように、会報は本号より名称を「行政書士ほっかいどう」と改めました。

今後とも一層の御愛顧をお願いいたします。

● 行政書士法施行規則の一部を改正する省令

● 自治省令第9号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第20条の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（職印）

第11条 行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない。

第12条第1項各号列記以外の部分中「行政書士は、次に掲げる場合には」を「行政書士が、第一

号又は第2号に該当する場合にはその者、第3号に該当する場合にはその者の四親等内の親族又はその者と世帯を同じくしていた者は」に改め、同項に次の一号を加える。

3 死亡したとき。

第12条第2項を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とし、第17条の二を第17条とする。

第19条中、「第15条及び第17条」を「及び第16条」に、「第15条中「都道府県知事」とあるのは「自治大臣」と、「第17条」を「第16条」に改める。別記様式第三を削る。

附 則

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
6. 3. 7	第3回業務研修部会	13:00～17:00	本会会議室
6. 3. 10	行政書士登録調査委員会	13:30～16:00	同 上
6. 3. 15	第3回監察部会	13:00～17:00	同 上
6. 3. 18	第3回綱紀委員会	13:30～17:00	同 上
6. 3. 22	会報（第201号）校正会議	13:30～17:00	同 上
6. 3. 23 6. 3. 24	決算予備監査（監査講評）	9:00～17:00 9:00～17:00	同 上
6. 3. 24	第6回常任理事会	10:00～15:00	警察共済エルム会館
6. 3. 24	第8回会則等検討委員会	15:00～17:00	大通公園ホテル
6. 3. 25	第5回理事会	10:00～15:00	ホテルアカシヤ
6. 4. 12	行政書士登録調査委員会	13:30～16:00	本会会議室
6. 4. 18	第1回経理部会及び各部長との合同会議	13:00～17:00	北農健保会館
6. 4. 19	第1回常任理事会	10:00～15:30	雪印健保会館
6. 4. 22	決算監査（監査講評）	9:30～16:00	本会会議室
6. 5. 9	会報（第202号）編集会議	14:00～17:00	同 上
6. 5. 10	第1回支部長会	13:00～17:00	ホテル札幌ガーデンパレス
6. 5. 11	第2回常任理事会	10:00～12:00	ホテルアカシヤ
6. 5. 11	第1回理事会	13:00～17:00	同 上
6. 5. 12	行政書士登録調査委員会	13:30～17:00	本会会議室

＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：()は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数	研修種別
札幌	6. 2. 24	中央区民センター つどいA	・建設業簿記会計について ・その他	札幌支部 理事 菅原 孝明	(585) 13	一般
	6. 2. 25	江別市民会館	・業務開拓に向けて ・その他	札幌支部 支部長 米田 俱實 建設労務部長 洪田 勲 理事 福島 晋	(19) 3	一般
	6. 3. 3	中央区民センター つどいA	・建設業簿記会計について ・その他	札幌支部 理事 菅原 孝明	(585) 10	一般
	6. 3. 8	中央区民センター つどいA	・建設業簿記会計について ・その他	札幌支部 理事 菅原 孝明	(585) 8	一般
	6. 3. 10	中央区民センター つどいA	・建設業簿記会計について ・その他	札幌支部 理事 菅原 孝明	(585) 7	一般
	6. 3. 19	札幌市教育文化会館 中研修室	・行政書士法違反～告発から判決までの検証	札幌弁護士会 理事 三木 正俊	(588) 47	一般
	6. 3. 29	かでのる2.7 920会議室	・行政書士の品位等について ・戸籍の見方、とり方について ・建設業許可申請手続と流れについて ・行政書士事務所簿記の記帳について ・風俗営業許可申請等について	札幌支部 支部長 米田 俱實 綱紀監察部長 櫻庭 和夫 建設労務部長 洪田 勲 理事 菅原 孝明 会 員 角田 一江	(29) 15	新入会員研修
函館	6. 3. 11	パークホテル	・行政手続法について	行政手続法研究委員 酒井 正	(128) 22	一般
	6. 3. 23	五島軒駅前店	・有限、株式会社の増資、組織変更について	司法書士 亀谷 和彦	(132) 27	一般
小樽	6. 3. 5	ロアール会議室	・行政手続法について	本会副会長 米倉 博	(62) 17	一般
留萌	6. 2. 27	ミニオン会議室	・農地法関係申請手続の実務について	留萌市農業委員会 事務局長 浮田 英三	(19) 11	一般
網走	5. 11. 25	北見経済センター	・建設業経営審査について ・建設業経営審査受付日程と結果通知について	網走支庁経済部 建設指導課 上木係長 長沢健太郎 主 事 元地由香里	(65) 22	一般
	5. 12. 3	北見市民会館	・車庫証明、交通事故の現状 ・車庫証明申請の取組みと取扱状況と対策	北見警察署 副署長 上坂 定夫 網走支部 青沼 爽彦 支部長	(95) 22	一般
	6. 3. 16	北見ロイヤルホテル	・国土利用計画法について ・同法届出申請手続、作成について	網走支庁地方振興課 係 長 千葉 裕司 主 事 花田 秀二	(95) 20	一般

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
網 走	6. 3. 18	紋別商工会議所	・建設業経理記帳代行業務の実戦について	網走支部 監 事 宮下 豊	(65) 11	一般
	6. 3. 19	紋別中央公民館	・建設業経理記帳代行業務の実戦について	網走支部 副支部長 石出鉄治郎	(65) 11	一般
	6. 3. 25	網走婦人会館	・農地法第4条、第5条現況証明について ・農業者年金経営移譲について	網走市農業委員会 種田 係長 小西 主事	(47) 12	一般
	6. 3. 26	北見ロイヤルホテル	・行政手続法について	行政手続法研究委員 板垣 俊夫	(95) 9	一般
苫小牧	6. 3. 18	苫小牧市民会館	・相続手続の実務について ・建設業決算報告の実務について	苫小牧支部 会 員 山崎 肇 理 事 沢越 暎宙	(41) 14	一般
日 高	5. 9. 18 19	静内町民休養ホーム (3支部合同業務研修会)	・建設業許可申請について ・私契約及び公正証書の作成について	札幌支部 本会会長 板垣 俊夫 日向寺正幸	(23) 14	一般
	5. 11. 20	洞爺湖温泉ホテル山水	・行政書上業務マニュアルについて ・建設業許可と報酬について	本会会長 日向寺正幸 日高支部 支部長 進藤 良次	(23) 8	一般
	6. 2. 26	日高地方婦人会館	・車庫証明について	日高支部 理 事 山科 幸一	(23) 13	一般
十 勝	6. 3. 19	帯広百年記念館	・コンサルタントのあり方について	中小企業診断士 石田 邦雄	(125) 20	一般

お知らせ

郵便振替口座の口座番号が、郵便振替通常払込み新処理システム導入に伴い、平成6年5月から下記のとおりに変更になりました。

なお、新たな口座番号のご利用は、新様式の払込書となります。

記

旧口座番号 小樽3-8224

新口座番号 02730-0-8224

表紙のことば

グリュック王国（帯広市幸福）
ビュッケブルグ城

帯広市の郊外、大平原に突如開国したグリュック王国は、中世ドイツを再現した古城と街並みの中に楽しいグリム童話の物語が繰り広げられるメルヘンとロマンの国、ドイツの名匠による工芸の実演や大道芸人の愉快なパフォーマンス、レストランなどもあり、一日たっぷりドイツを味わうことができます。

編集後記



ひとつの仕事をやり終えた時、何だか無性にむなしさが残ることがある。グラスの中で踊る氷の囁きに耳を傾けながら、そっとカーテンを開け、空にちりばめられた透明な光を放つ無数の星たちに今の思いをありったけ聞いてもらおうと…。その瞬間、アレ!? ない!…そうか…メガネをかけていなかったのか。でも、老眼鏡でないだけまあいいか、と思いつつながら某先生のことを思い出した。

先日やっと遅ればせながら冬物の整理をしました。どうせまたすぐに出すことになるなあ～と思いつつながら…今年ももうすぐ半分を終わろうとしています。時間よとまれ～♪

変革の時代といわれている今、世界中が動乱の中で新しいうねりが起こっている時に我が国はというと、なんだか！人だけノ一気なことをやっているようで。天下国家を論ずる気はないが、これを世紀末の断末魔というのか、新世紀への生みの苦しみというのかはよく分からないけど。わが会も人ごとではないような気がするが、終電にだけは乗り遅れないようにと願う今日この頃です。（芳賀委員）

全員加入で代理権の獲得を

平成6年度運動方針について

政治連盟は、行政書士の権益擁護と社会的、経済的な地位の向上をめざす行政書士資格の高度化を目標として制度の充実を図るためにあります。

日政連が進めている政治活動は100%行政書士のためのものであって、政治との関わりがなければ法改正も職域確保も十分になし得ないのであります。

日政連は日行連と、表裏一体となって、より多くの行政書士に理解と協力を求め、意識の高揚を図るとともに組織力の結束を強力に推進し、この運動を展開することに努力します。

又、道支部は、日政連の運動方針に沿った活動を行ないます。

- (1) 行政書士法一部改正（申請手続代理権の取得）の早期達成に努めます。
- (2) 道路運送車両法一部改正阻止の継続をします。
- (3) 国会議員選挙があった場合は、政策協定を締結した者を日政連推進候補者として決定し、その支援活動を推進します。
- (4) 会員の増加を図るとともに、組織力の強化、そして活動の展開を推進するため会費納入の促進と賛助を得て、前年度に引続き健全財政の確保に努めます。
- (5) 分会活動を促進するため分会交付金を交付します。

会費納入についてのお願い

行政書士の皆さん、是非政連会費の納入をお願い致します。(振替用紙を同封しました)

なお、いろいろな事情で政連に加入できないという方は、会費相当額を寄付金としてご送金くださるようお願い申し上げます。

平成6年度会費 3,000円

(振替用紙の氏名の下に行政書士会員番号を記入くださるようお願い致します。)

〔6年度分として納入された会員の方に振替用紙が同封されていた場合は、ご容赦の程お願いします。〕

日本行政書士政治連盟北海道支部

振替口座 小樽4-24241

平成6年5月からの口座番号

02740-3-24241

(6年度は旧口座番号でも使用できます)

'94.5. 第202号 平成6年5月25日 発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 早坂 剋 弘
編集委員 河上 義 隆
編集委員 成田 義 晃
編集委員 芳賀 啓 寿
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (株)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 02730-0-8224番